

# 訴 訟 委 任 状

年 月 日

住 所

委任者

㊞

私は、次の各弁護士らを代理人と定め、下記事件に関する各事項を委任します。

弁護士	板井 優	熊本市中央区京町2-12-43
同	東島 浩幸	佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
同	原 章夫	長崎市万才町8-22 長崎朝日ビル6階
同	清源善二郎	大分県中津市中殿町3-23-2 ビルナカドノ1階
同	三藤 省三	熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル8階
同	森 雅美	鹿児島市山下町12-5 藤崎ビル2階
同	松田 公利	宮崎市別府町6-1 ひまわりビル2階

捨印

及び後記目録記載の各弁護士

## 第1 事 件

- 1 相 手 方 国 ・ 九州電力株式会社
- 2 裁 判 所 佐賀地方裁判所
- 3 事 件 玄海原発差止等請求事件

## 第2 委任事項

- 1 上記事件の訴訟行為、訴えの取下げ、和解、請求の放棄、請求の認諾、調停、控訴・上告・上告受理の申立て・抗告及びそれらの取下げ、反訴の提起、弁済金物の受領、保管金納入及び受領、復代理人選任
- 2 担保保証の供託、同取消し決定の申立て、同取消しに対する同意、同取消し決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立て
- 3 供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 4 債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使
- 5 民事訴訟法第360条（同法第367条2項、第378条2項による準用の場合を含む）による異議の取下げ及びその同意、民事訴訟法第48条（同法第50条3項、第51条による準用の場合を含む）による脱退